

尼崎市監査公表第1号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成28年1月21日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	丸	山	孝	宏
同	長	崎	寛	親

## 措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成27年6月24日
3 措置通知日	平成27年10月21日
4 監査結果の内容	<p><u>薬品の管理について</u></p> <p>前回の監査において、監査対象の中学校で薬品受払簿に受入及びその使用等についての記載がなされていなかったことから、学校での毒物及び劇物の管理について事情聴取を行い、これに対し、教育委員会事務局は『学校における理科薬品の保管管理に関する点検』の点検項目による点検を実施し、各学校の状況を把握するとともに、状況に応じた必要な措置を講じるよう指導する」としていた。</p> <p>しかしながら今回の監査においても、複数の学校で塩酸等の劇物の薬品受払簿への記載漏れが見受けられ、また、水酸化ナトリウムの水溶液について、適正な管理がなされていなかった。</p> <p>さらに、薬品受払簿の様式には、使用目的を記載する欄が設けられておらず、文部科学省通知により定められた管理としては十分なものではなかった。 (学校教育課)</p> <p>&lt;指導の要点&gt;</p> <p>毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分考慮し、速やかに適正に管理される仕組を構築し、管理体制を強化すること。</p>
5 措置の内容	<p>(1) 教育委員会では、26年度の監査指摘を受け、小中学校の校長会、教頭会、教務主任会、理科教育研究会等において、「薬品の管理」に係る指摘事項を具体的に説明し、適切に薬品管理をするよう指導した。</p> <p>(2) 教育委員会では、「薬品の管理」に係る指摘を重く受け止め、次の3点について見直しを行った。</p> <p>①薬品受払簿の様式見直し (使用目的の追加等)</p> <p>②管理職立会いのもとに行う、学期ごとの薬品と薬品受払簿との照合</p> <p>③初任者研修における薬品管理に係る研修の実施</p> <p>「①薬品受払簿の様式見直し」については、指摘のあった使用目的の追加や管理職の確認印欄を設ける等新たな様式を作成した。また、校長会等において様式の変更理由及び記入方法の説明を行い、7月21日～8月25日の事務指導で新様式への変更を指導した。</p> <p>「②管理職立会いのもとに行う、学期ごとの薬品と薬品受払簿との照合」については、薬品受払簿と薬品の現有量を照合し、確認印を押すよう指導した。また、9月に指導主事等による学校訪問調査を実施し、薬品受払簿の様式の変更及び薬品と薬品受払簿との照合を確認した。</p> <p>「③初任者研修における薬品管理に係る研修の実施」については、平成28年2月2日(火)の初任者研修において薬品管理について研修を実施する予定である。</p>

## 措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	企画財政局
2 監査結果報告日	平成27年6月24日
3 措置通知日	平成27年12月14日
4 監査結果の内容 <u>兵庫のじぎく債について</u> 公募債の引受けを依頼することは、尼崎市事務処理規程で局長専決とされている。 しかしながら、県からの共同発行に係る意向調査に「現在検討中」と回答後、正式な発行依頼の決裁を行わないまま、公募債募集記事の市報掲載依頼等の共同発行手続きを進行させ、しかも、これらの事務手続きはすべて課長決裁となっていた。(財政課)  <措置を求める事項> いかに口頭で承認がされていようとも決裁行為は必要であり、専決区分に基づき適正に処理すること。	
5 措置の内容 平成27年度同意(許可)分の兵庫のじぎく債共同発行への参加について、平成27年11月11日起案の決裁で、専決区分に基づき局長専決により適正に処理した。 今回の指摘事項を課内の職員に改めて周知するとともに、課内で作成している年間事務スケジュールに当該内容を加え、尼崎市事務処理規程に基づき適正に処理するよう徹底した。	

## 措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	経済環境局
2 監査結果報告日	平成27年6月24日
3 措置通知日	平成28年1月4日
4 監査結果の内容	<p><u>農業公園駐車場精算機の出所不明金等について</u></p> <p>農業公園の駐車場精算機は市が設置し、料金の徴収は歳入事務の委託を行っている。</p> <p>しかしながら、精算機の中には、つり銭とは別に出所不明な4,900円が保管されており、しかも、26年度の駐車場使用料は、50円多く調定、収納されていた。(農政課)</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>現金の現物確認については、市においても随時行うとともに、出所不明金等については、関係部局と協議の上、適切に対応すること。</p>
5 措置の内容	<p>現金の現物確認については、委託先の業者が年に3回実施する精算機等の定期点検時に、農政課職員が立ち会いを行うこととした。今年度は1回目を6月23日、2回目を10月13日に実施した。また、2月に実施予定の3回目の定期点検時にも農政課職員が立会い、現金の現物確認を行う予定である。</p> <p>出所不明金等については、会計管理室等関係部局と協議の上、一旦市の歳入として受け入れることが適切であると判断し、6月30日に精算機から回収し即日雑入として収納した。この判断は、便宜的に一時市の歳入として受入れ、その後所有者が特定され次第返還するという方針に基づくものである。聞き取り調査等を行っているが、現時点で所有者の特定には至っていない。なお、平成26年度に誤って使用料として調定された50円については、出納閉鎖までに雑入として振替処理を行った。</p> <p>更に、今回の事例の一因である現金(つり銭)の管理方法について、平成28年度から精算機のつり銭を受託業者が用意するものとして見直しを行い、平成27年度中に委託内容(業務仕様書)の更新及び会計管理室への現精算機中のつり銭の返還を行うものとする。また、精算機等の老朽化に伴い、紙幣の読取り等の不具合による利用者や職員の負担が生じているため、平成28年度予算で機器を入れ換える予定である。これらにより、現金の取扱いという人為的な面からも、機械の不具合という物理的な面からも改善を図るとともに、課内においては「報・連・相」の重要性を改めて認識し、より徹底したチェック体制を作ることによって、今回と同様の事例及び今後発生すると予測される諸問題を防止する。</p>